

No. 7: 市街地

住宅地、学校、公園、道路などの敷地です。庭木や街路樹が植えられていますが、緑は少なくなっています。

昔（昭和30年代以前）



写真撮影：山口敏郎

今



区内の分布・面積

・ 鉄道沿線部を中心に広がっていました。

・ 区内の全域に広がっています。

面積：約 800ha

面積：約 2,600ha

人の利用

・ 人間の様々な活動がされていました。
・ 屋敷林は日常的には垣根として利用され、また建築用に用いられました。

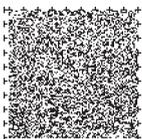
・ 人間の様々な活動がされています。
・ 園芸樹木、草花などが鑑賞用などに植えられています。

生息・生育場所として利用する生きものたち

分類	在来種*	外来種*
植物	ソメイヨシノ、カタバミ、ホトケノザ、メヒシバ、エノコログサ	セイヨウタンポポ、ヒメオドリコソウ、ナガミヒナゲシ
哺乳類	アブラコウモリ、タヌキ	アライグマ、ハクビシン
鳥類	キジバト、ツバメ、ハクセキレイ、ヒヨドリ、シジュウカラ、スズメ、ムクドリ、ハシブトガラス	—
爬虫類	ニホンヤモリ、ニホンカナヘビ	—
両生類	アズマヒキガエル	—
昆虫類	エンマコオロギ、オンブバッタ、アブラゼミ、ミンミンゼミ、モンシロチョウ	アカボシゴマダラ
魚類	—	—
底生動物	—	—

現状

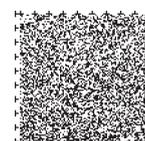
・ 他の環境タイプと比較して緑が少ないなどの理由から、全般的に生きものの種類は多くはありません。
・ 地表面のほとんどがコンクリートで覆われています。
・ ハクビシンなどの外来種が頻繁に見られます。
・ 公園や街路樹などによって緑化が進められています。



5-2 なくなった環境

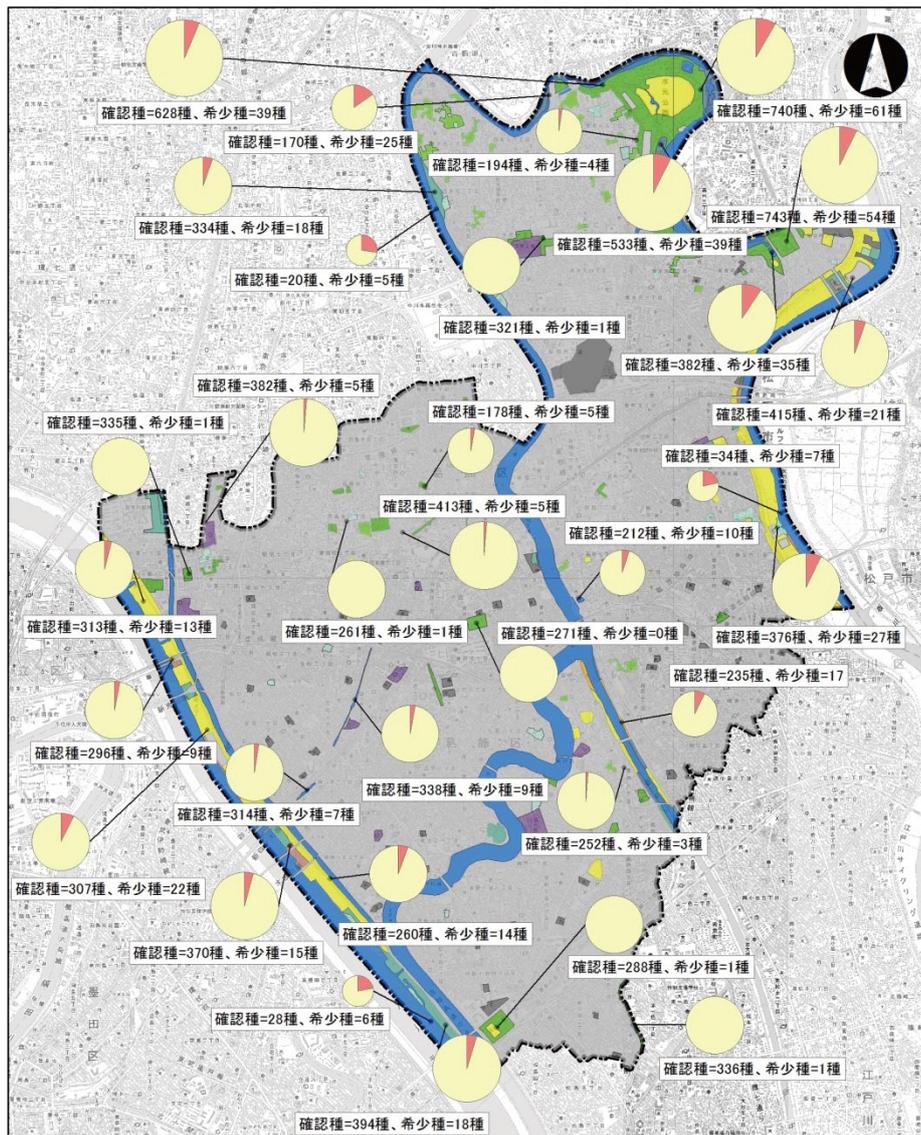
No. 8: 水田		
低地部に広がる水田耕作地です。イネ、ハスなどが栽培されていました。		
昔（昭和30年代以前）		今
 <p>写真撮影：山口敏郎</p>		 <p>「葛飾区郷土と天文の博物館ホームページ」 (平成24年6月22日時点)</p>
区内の分布・面積		
<ul style="list-style-type: none"> 区内の全域に分布していました。 		<ul style="list-style-type: none"> 曳舟川親水公園、水元公園、学校などに小規模な水田が分布するのみとなっています。
面積：約900ha		面積：1ha以下
人の利用		
<ul style="list-style-type: none"> イネ、ハス、クワイ、セリ、ハナショウブの栽培が行われていました。 カモ類の狩猟やスズメとりなどが行われていました。 子どもの遊びとして、パン類、カルガモ、クイナなどの卵とりが行われていました。 穂が出ないうちのイネを収穫して稲藁に用いていました。 		<ul style="list-style-type: none"> 農業として営まれている水田はなくなりましたが、子どもたちの水田体験など、レクリエーションの場として、水田は利用されています。
水田が広がっていた頃に生息・生育していた生きものたち		
分類	在来種*	外来種*
植物	タコノアシ、セリ、ミズハコベ、ヘラオモダカ、オモダカ、ミズオオバコ、コナギ、スズメノテッポウ	—
哺乳類	—	—
鳥類	アオサギ、ダイサギ、コサギ、チュウサギ、ゴイサギ、カルガモ、 <u>ムナグロ</u>	—
爬虫類	シマヘビ	—
両生類	ニホンアマガエル、ニホンアカガエル、トウキョウダルマガエル	—
昆虫類	シオカラトンボ、アキアカネ、ノシメトンボ、ケラ、コバネイナゴ、ミズカマキリ、ハイイロゲンゴロウ、 <u>ヘイケボタル</u>	—
魚類	ドジョウ、メダカ	—
底生動物	ホウネンエビ	—
現状		
<ul style="list-style-type: none"> 公園や学校などに小規模に分布するのみとなりました。 		

注：四角で囲った種以外は葛飾区内で現在確認されている生きもの



5-3 希少種などの生息・生育状況

- ・平成 22、23 年度に実施した「生物多様性保全状況調査」の結果、約 460 科 2,000 種が確認され、そのうち環境省レッドリスト*などに該当する希少種は 137 種でした。これら希少種の種数が多い場所は水元公園や河川でした。
- ・葛飾区では、水元公園や河川沿いが生きものたちの良い生息・生育場所になっていると考えられます。



凡例

● 調査地点

確認種数



- オギ群集
- クズ群落
- ゴルフ場・芝地
- シイ・カシ二次林
- ヤナギ高木群落(VI)
- ヨシクラス
- 残存・植栽樹群をもつ公園、墓地等
- 河辺一年生草本群落(タウコギラス等)
- 牧草地
- 畑雑草群落
- 路傍・空地雑草群落
- 緑の多い住宅地
- 造成地
- 工場地帯
- 市街地
- 開放水域

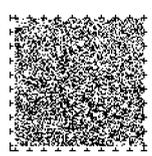
0 500 1,000 2,000 m



オニバス
写真撮影：市原みずよ

出典：「平成 22、23 年度生物多様性保全状況調査報告書」（平成 24 年，株式会社環境指標生物）
 「自然環境保全基礎調査 植生調査」（平成 24 年，環境省自然環境局生物多様性センター）

図-7 希少種の確認状況



6 かつしかの生きもの

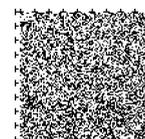
6-1 かつしからしさを指標する種

- ・指標種とは、水のきれいな小川にしか生息できない、広いヨシ原が必要といった、特定の自然環境がそろっていないと生息・生育できない種のことです。そのため、指標種が生息・生育しているかどうかを調べることにより、その指標種が必要としている自然環境が保全されているかどうかを判断することができます。
- ・また、区民にも見つけやすく親しみやすい種を選定することで、区民がモニタリングに参加することができ、生物多様性への関心を高めることができます。

- ・指標種を選定にあたって、まず、現地調査結果、過去の文献、有識者へのヒアリングから、葛飾区の各環境タイプを生息・生育場所として利用する生きものたちを示しました。（図-8 参照）
- ・そのうち、表-11 に示す、施策の実施によって効果を計りやすい、区民が親しみやすく取組のシンボルとなる、などの基準をもとにモニタリングの対象とする指標種を選定しました。指標種を選定結果を表-12 に示します。
- ・なお、指標種は基本的には区民による調査が可能な種を選定していますが、見落としやすい、または、日常的な生活の範囲では調査が困難と考えられる種については、専門家の確認がのぞましい種として示しました。

表-11 指標種を選定の基準

No.	選定基準	内 容
①	生息する環境タイプ	一般的に知られている環境、または現地調査において確認された環境。
②	希少種	環境省のレッドリスト*、東京都のレッドリストに記載がある種。
③	過去の出現状況	昔から区内に生息・生育していたが、現在はほとんど見られなくなった種。
④	シンボル性	一般にも名前が広く知られている、種の特長がしやすい、花や実が美しい、姿が親しまれやすい、区民から保全や復活を望む声が出ているなどの取組のシンボルになりやすい種。
⑤	生息量	施策の実施により、区内で生息・生育の分布拡大をはかれる可能性がある種。「生物多様性保全状況調査」の結果で区内の複数地点で生息が確認されている種。
⑥	既存のモニタリング対象種	自然・環境レポーター*で調査対象に指定される50種。



	河川 ^{注2}	草地 ^{注3}	畑地	樹林地	池沼	水路	水田	市街地
植物	オニグルミ アカメヤナギ カワヤナギ ヨシ マコモ ヒメガマ ヤガミスゲ	ハンノキ クサネム クス ヨモギ ※フジバカマ チガヤ オギ ヨシ エノコログサ マコモ ヒメガマ	スギナ スベリヒユ コハコベ ナズナ カラスノエンドウ キュウリグサ ホトケノザ ハハコグサ エノコログサ	スダジイ エノキ ケヤキ タブノキ ウマノスズクサ フジ アオキ ジャノヒゲ	ハンノキ オニバス アサザ イヌタヌキモ ヨシ マコモ ヒメガマ	ハンノキ ミソソバ ケキツネノボタン ミソコウジュ カワチシャ エビモ	タコノアシ セリ ミスハコベ ヘラオモダカ オモダカ ミスオオハコ コナギ スズメノテッポウ	ソメイヨシノ カタバミ ホトケノザ メヒシバ エノコログサ
哺乳類		アブラコウモリ ※カヤネズミ タヌキ イタチ	アズマモグラ タヌキ	アブラコウモリ タヌキ アナグマ				アブラコウモリ タヌキ
鳥類	カワウ アオサギ ゴイサギ イソシギ ユリカモメ ※コアジサシ カワセミ	ヨシゴイ チョウゲンボウ キジ コミミズク ヒバリ ※オオヨシキリ セツカ ホオジロ オオジュリン	キジバト ヒバリ モズ ジョウビタキ ホオジロ カワラヒワ ムクドリ ハシボソガラス	ツミ フクロウ ※コゲラ ※ウグイス メジロ	※カイツブリ オナガガモ ヨシガモ ヒドリガモ オカヨシガモ キンクロハジロ オオバン カワセミ	※カワセミ セグロセキレイ	アオサギ ダイサギ ※コサギ チュウサギ ゴイサギ カルガモ ムナグロ	キジバト ツバメ ハクセキレイ ヒヨドリ ※シジュウカラ スズメ ムクドリ ハシボソガラス
爬虫類	クサガメ	ニホンヤモリ ニホンカナヘビ アオダイショウ	ニホンカナヘビ	ニホンヤモリ アオダイショウ	クサガメ	クサガメ	シマヘビ	ニホンヤモリ ニホンカナヘビ
両生類		ニホンアカガエル トウキョウダルマガエル		アズマヒキガエル ※ニホンアマガエル ※ニホンアカガエル	アズマヒキガエル トウキョウダルマガエル		ニホンアマガエル ニホンアカガエル ※トウキョウダルマガエル	アズマヒキガエル
昆虫類		※キイトトンボ ベニイトトンボ アオヤンマ ヒロバネカントン ※カントン エンマコオロギ ショウリョウバッタ ※トノサマバッタ ※ギンイチモンジセセリ	※エンマコオロギ キアゲハ ※ナミアゲハ	※ツクツクボウシ ※ニイニイゼミ シロテンハナムグリ ※ヤマトタマムシ ※テングチョウ ※コイシジミ ※クロアゲハ	※アジアイトトンボ オオモノサシトンボ ※ギンヤンマ シオカラトンボ コシアキトンボ チョウトンボ ケラ ミドリシジミ ヘイケボタル	シオカラトンボ アキアカネ アメンボ ヘイケボタル	シオカラトンボ ※アキアカネ ノシメトンボ ケラ コバネイナゴ ミスカマキリ ハイイロゲンゴロウ ヘイケボタル	エンマコオロギ オンブバッタ ※アブラゼミ ※ミンミンゼミ モンシロチョウ
クモ類		※コガネグモ						
魚類	ウナギ コイ ギンブナ オイカワ モツゴ ニゴイ マルタ スズキ ボラ ※マハゼ				ギンブナ コイ モツゴ メダカ	モツゴ オイカワ ※ドジョウ メダカ	ドジョウ メダカ	
底生動物	※テナガエビ ※クロベンケイガニ				クロベンケイガニ	テナガエビ クロベンケイガニ	ハウネンエビ	

注1：青字は環境省レッドリスト*、東京都レッドリストの記載種を、※は指標種を示します。四角で囲った種は葛飾区内で近年確認されていない生きものを示します。
 注2：河川は、通常水が流れている部分、砂礫などで構成される州、水際の植生帯などを含む環境として分類しています。
 注3：草地は、江戸川・荒川などの河川敷や公園などのまとまりのある原っぱに広がるヨシなどの湿性草地やチガヤなどの乾性草地を含む環境として分類しています。

図-8 各環境タイプを生息・生育場所として利用する生きものたち

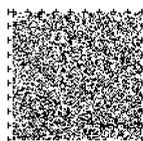
表-12 指標種の選定結果

環境 タイプ	指標種		選定の基準 ^{注1}						調査区分 ^{注2}			
			①	②	③	④	⑤	⑥	専門	区民		
池沼			1 カイツブリ	●	●			●		●		
			2 アジアイトトンボ	●				●		●		
			3 ギンヤンマ	●			●	●		●	●	
水路			4 カワセミ	●	●		●	●		●	●	
			5 ドジョウ	●			●	●		●		
			6 メダカ	●	●		●	●		●		
河川			7 コアジサシ	●	●		●	●	●	●	●	
			8 マハゼ	●			●	●		●		
			9 テナガエビ	●	●			●		●		
			10 クロベンケイガニ	●	●			●		●		
草地			11 フジバカマ	●	●		●	●		●		
			12 カヤネズミ	●	●	●	●			●		
			13 オオヨシキリ	●	●		●	●	●	●	●	
			14 キイトンボ	●	●					●		
			15 カンタン	●			●		●	●	●	
			16 トノサマバッタ	●			●	●		●	●	
			17 ギンイチモンジセセリ	●	●	●				●		
			18 コガネグモ	●	●		●	●		●	●	
畑地			19 エンマコオロギ	●			●	●	●	●	●	
			20 ナミアゲハ	●			●	●	●	●	●	●
樹林地			21 コゲラ	●			●	●		●	●	
			22 ウグイス	●			●	●	●	●	●	●
			23 ツクツクボウシ	●			●		●	●	●	●
			24 ニイニイゼミ	●			●	●	●	●	●	●
			25 ヤマトタマムシ	●	●	●	●			●	●	●
			26 テングチョウ	●	●	●	●			●	●	●
			27 クロアゲハ	●			●	●		●	●	●
			28 ニホンアマガエル	●	●		●	●		●	●	●
			29 ニホンアカガエル	●	●		●	●		●	●	●
市街地			30 ツバメ	●			●	●	●	●	●	
			31 シジュウカラ	●			●	●	●	●	●	●
			32 アブラゼミ	●			●	●	●	●	●	●
			33 ミンミンゼミ	●			●	●	●	●	●	●
水田			34 コサギ	●	●		●	●	●	●	●	
			35 アキアカネ	●			●	●	●	●	●	●
			36 トウキョウダルマガエル	●	●		●	●		●		

ナミアゲハ、アキアカネ 写真撮影：田中利勝

注1：表-11と対応

注2：調査区分 専門（生きものに関する知識などをもつ専門家などにより実施される調査）
区民（特別な知識を必要としないため区民でも実施できる調査）



6-2 注意が必要な種

- ・葛飾区内で確認されている外来種*のうち、生態系に与える影響が大きいと考えられることから、生息・生育状況について注意が必要な生きものを選定しました。対象としては、外来生物法*で特定外来生物*に指定される生きもの、また要注意外来生物*として指定される生きものや、近年分布が拡大していると考えられる生きものを選定しました。
- ・温暖化による環境の変化を把握するため、近年温暖化で分布が拡大する傾向にあるとされる生きものを指標種として選定しました。

表-13 外来種の選定結果

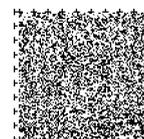
分類群	種名	外来生物法 指定状況	主に生息・生育している環境タイプ								調査区分 ^注		
			池沼	水路	河川	草地	畑地	樹林地	市街地	水田	専門	区民	
植 物	アブラ・クリスタータ	特定外来生物	●									●	
	アレチウリ	特定外来生物				●						●	●
	オオフサモ	特定外来生物	●	●								●	
	オオカワヂシャ	特定外来生物				●						●	
	オオキンケイギク	特定外来生物				●						●	●
	ナガミヒナゲシ	—				●	●		●			●	●
	ホテイアオイ	要注意外来生物	●	●	●							●	
	オオカナダモ	要注意外来生物	●									●	
	コカナダモ	要注意外来生物	●									●	
哺乳類	マスカラット	特定外来生物	●									●	
	アライグマ	特定外来生物				●	●	●	●			●	●
	ハクビシン	—						●	●			●	●
爬虫類	ミシシippアカミミガメ	要注意外来生物	●	●	●						●	●	
両生類	ウシガエル	特定外来生物	●	●	●						●	●	
昆虫類	アカボシゴマダラ	要注意外来生物						●	●		●	●	
魚 類	アメリカナマズ	特定外来生物			●							●	
	カダヤシ	特定外来生物	●	●	●							●	
	グッピー	要注意外来生物		●								●	
	ブルーギル	特定外来生物	●	●	●							●	●
	オオクチバス	特定外来生物		●	●							●	
底 生 物	カワヒバリガイ	特定外来生物		●	●							●	

注：調査区分 専門（生きものに関する知識などをもつ専門家などにより実施される調査）
区民（特別な知識を必要としないため区民でも実施できる調査）

表-14 温暖化のモニタリング対象の種の選定結果

分類群	種名	主に生息場とする環境タイプ								調査区分 ^注	
		池沼	水路	河川	草地	畑地	樹林地	市街地	水田	専門	区民
昆虫類	ナガサキアゲハ					●	●	●		●	●
	ツマグロヒョウモン				●	●		●		●	●
	クマゼミ						●	●		●	●

注：調査区分 専門（生きものに関する知識などをもつ専門家などにより実施される調査）
区民（特別な知識を必要としないため区民でも実施できる調査）



7 用語解説

アルファベット

BOD

生物化学的酸素要求量 (Biochemical Oxygen Demand) の略です。水中の汚濁物質 (有機物) が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量のこと、水 1 リットル当たりの量 (単位は mg/L) で表されます。数値が大きいほど水が汚れていることを示し、我が国では河川の有機汚濁を測る代表的な指標として用いられており、河川の利用目的に応じて類型別に環境基準が定められています。

COD

化学的酸素要求量 (Chemical Oxygen Demand) の略です。水中の汚濁物質 (有機物) が、過マンガン酸カリウムなどの酸化剤を用いて酸化されるときに消費される酸素の量のこと、水 1 リットル当たりの量 (単位は mg/L) で表されます。数値が大きいほど水が汚れていることを示し、湖沼や海域などの閉鎖性水域における有機汚濁の代表的な指標として類型別に環境基準が定められています。

CSR

企業の社会的責任 (Corporate Social Responsibility) の略です。企業が利益を追求するだけでなく、組織活動が社会に及ぼす影響に責任を持ち、顧客、株主、従業員、取引先、地域社会などの様々な利害関係者との関係を重視しながら活動することです。

GIS

地理情報システム (Geographic Information System) の略です。地理的位置を手がかりに、位置に関する情報を持ったデータ (空間データ) を総合的に

管理・加工し、視覚的に表示し、高度な分析や迅速な判断を可能にする技術です。

あ 行

暗渠 (あんきょ)

地下に埋められた、または蓋をされた水路のことです。

エコトーン

質の異なる 2 つの生息環境が隣接しているとき、隣接している部分の環境条件が少しずつ変化し、それに伴って植物群落や動物群集の移りゆきが見られる場所のことです。様々な環境があることから多くの生きものたちの生息・生育環境となります。

エコロジカル・ネットワーク (生態系ネットワーク)

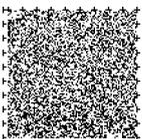
生きものが必要とする様々な生息・生育場所 (ねぐら、繁殖地、餌場など) と生きものの移動経路から構成されるものがエコロジカル・ネットワークです。生息・生育場所をつなげることにより、広域での生きものの移動や分散が可能になり、地域全体として生物多様性が向上します。

屋上緑化・壁面緑化

ビルの屋上などに植物を植えて緑化することを屋上緑化、また、建築物の壁面を緑化することを壁面緑化といいます。生きものの生息・生育場所になるため生物多様性保全につながる他、大気浄化、屋内へのふく射 (放射) 熱低減による冷暖房抑制効果があり、CO₂ の排出量削減にもつながります。

オープンスペース

公園、緑地、街路、河川敷、民有地の空地など、都市内にある建築物に覆われていない空間のことです。



か行**開渠（かいきよ）**

蓋がされていない水路のことです。

外来種

国外や国内の他地域から人為的に導入されることにより、本来の分布域を越えて生息又は生育することとなる生きものことです。

環境保全活動・環境教育推進法

正式には、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」といいます。学校や社会教育の関係者、区民、地域団体、事業者、区などの様々な主体と協働する仕組みづくりが規定されるとともに、区に対して区域の自然的社会的条件に応じた「環境教育・協働取組推進の行動計画」の作成を提案できることが制度化された法律です。

乾性草地

チガヤやヨモギなどの比較的乾燥した立地に成立する草地のことです。

グリーンバンク制度

家の増改築で不要となった樹木など、他に提供したい樹木などの情報を、樹木を引き取りたい方に提供し、あっせんする制度です。

グリーンマーク

原料に古紙を規定の割合以上利用していることを示すマークのことです。古紙利用製品に表示することにより、古紙の利用を拡大し、紙のリサイクルの促進を図ることを目的としています。

公開空地

民有地内で、一般の歩行者の通行や利用のために開放されたまとまった空地のことです。その面積に応じて容積率の割り増しや高さ制限の緩和が受けられ

ます。

さ行**在来種**

その地域に従来から生息・生育している生きもののことです。

自然・環境レポーター

区環境課の事業のひとつで、環境問題に関心があり、日常的、継続的に自然環境、生活環境及び都市環境の調査に従事できる方に、区内に生息・生育する身近な動植物の観察結果や暮らしの中での環境配慮活動などを、毎月調査報告書に記入して、区に郵送などで報告していただいています。区はその結果を自然・環境レポーター通信「水辺のふるさとかつしか」（毎月発行）にまとめ、レポーターをはじめ図書館、学び交流館、関係課などに配布し、公表するとともに、各種施策に活かします。

自然保護区域・自然再生区域

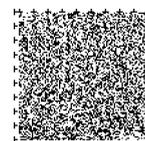
葛飾区では、自然環境の保護と回復を図るため、国や東京都が自然環境保全地域に指定するだけの規模を有さない身近な自然を、葛飾区自然保護要綱に基づく自然保護区域に指定しています。また、都市化に伴い生態系が損なわれた場所を自然再生区域に指定し、区の自然特性に適した自然が成立する場として整備を進めています。

湿性草地

ヨシやガマなどの比較的湿った立地に成立する草地のことです。

持続可能な利用

生態系サービス（酸素の供給、水や食べ物、生活に必要な材料などの恵み）、鉱物資源、エネルギー資源などを、将来にわたって受け取っていくことができる範囲内で利用していただくことです。



社寺林

神社や寺を取り囲むように設置・維持されている森林のことです。鎮守の森とも言います。神聖な場所として大切に守られてきたため、その土地の昔からの自然が残っていたり、生きものたちの良好な生息・生育場所になっています。

舟運

船舶を用いて物資を運搬することです。葛飾区では、鉄道や自動車などの陸の交通機関が発達するまでは船舶が主要な輸送手段でした。

種子植物・シダ植物

種子で増える植物を総括して種子植物といいます。孢子で増えて維管束（茎・葉・根にある水などの通り道）を持つ植物のことをシダ植物といいます。種子植物にも維管束があることから、2つをまとめて維管束植物とも言います。

植生マット

緑化に用いられる土木資材です。種子を含んだ不織布やヤシ繊維などでできしており、早期の緑化が可能となります。

蛇かご

金網などでできたカゴに自然石や砕石を詰めて護岸などの河川工事で利用するものです。

生物多様性基本法

生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策の総合的かつ計画的な推進を目的に制定された法律です。

生物多様性国家戦略

生物多様性条約に基づき、条約締約国が作成する生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する国の基本的な計画です。我が国では平成7年、平成14年、

平成19年の3回、国家戦略を策定しています。平成20年に施行された生物多様性基本法で、国家戦略の策定が規定されたことから、平成22年3月に同法に基づく初めての国家戦略となる「生物多様性国家戦略2010」を閣議決定しています。

生物多様性条約

生物の多様性の保全、その構成要素の持続可能な利用及び遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ公平な配分を目的とした条約です。平成4（1992）年に採択され、平成5（1993）年12月に発効しました。日本は平成5（1993）年5月に締結しました。条約に基づき生物多様性国家戦略を策定し、これに基づく各種施策を実施しています。

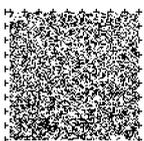
生物多様性地域連携促進法

正式には、「地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律」といいます。この法律は、地域連携保全活動の促進の枠組みや保全活動に対する援助を行うことなどを定めており、地域における多様な主体が連携して行う生物多様性の保全活動を推進することにより、豊かな生物多様性を保全することを目的としています。

なお、区に対して「地域連携保全活動計画」の作成を提案できるように制度化されています。

清流ルネッサンス

流域住民、流域自治体、国などが一体となって、河川の水質浄化や水辺の環境整備といった水環境の改善を目指す取組のことで、葛飾区は綾瀬川清流ルネッサンスに参加しています。この綾瀬川清流ルネッサンスでは、水質を良くする取組（家庭排水や工場排水への対策、クリーン作戦や水質調査の実施など）、生き



ものを増やす取組(生きものに配慮した護岸づくりなど)、水辺での取組(川に親しみを持てるような遊歩道の整備など)を進めてきました。

絶滅危惧Ⅰ類

絶滅の危機に瀕している種のカテゴリのひとつです。現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難となる種のことです。

た 行

多孔質ブロック

多数の小さな穴が空いている素材(天然石やコンクリート)からできたブロックのことです。小さな穴が微生物の生息環境になるとともに、植物の根が張ることができ植物が繁茂できます。

地球サミット

平成4(1992)年に国際連合の主催により、ブラジルのリオデジャネイロで開催された首脳レベルでの国際会議のことです。環境と開発をテーマとしており、「環境と開発に関するリオデジャネイロ宣言」と、この宣言を実施するための行動計画である「アジェンダ21」などが合意されました。また、「気候変動枠組条約」と「生物多様性条約」が提起され、この会議の場で署名が開始されました。

地産地消

地元で生産されたものを地元で消費することです。産地から消費するまでの距離が短いことから、輸送にかかるエネルギーや地域内の物質循環といった観点から環境への負荷が低減されます。

治水対策

水害を未然に防ぐために、ダム、堤防、遊水地などの治水施設の整備に加え、河

道掘削などの河川改修工事、内水氾濫を防ぐための排水機場の整備などが行われています。また、河川が氾濫した場合にも被害を最小限にする減災対策として、輪中堤や二線堤などの整備、ハザードマップの整備、水位・雨量情報発信、洪水予測など、ハード・ソフト一体となった対策が進められています。

特定外来生物

特に生物多様性への影響が大きい外来種であることから、外来生物法により飼育などが法的に禁止されている生きもののことです。

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(外来生物法)

問題を引き起こす海外起源の外来種を特定外来生物として指定し、その飼養、栽培、保管、運搬、輸入といった取扱いを規制し、特定外来生物を防除することにより、特定外来生物による生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を防止する法律です。

土壌動物

土の中、落ち葉の下、石や倒木の下、落枝や朽ち木の中で生息する比較的小型の動物のことです。ダニの仲間やカタツムリ、ミミズ、ハサミムシ、ダンゴムシなどの生きものが該当します。

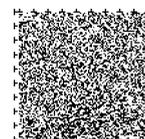
は 行

ビオトープ

ドイツ語のBio(生物)とTope(空間、場所)を組み合わせた造語です。生きものがお互いにつながりを持ちながら生息している空間を示す言葉です。

氾濫原

洪水時に流水が河道などからあふれ出して氾濫する範囲の平野のことです。



ま 行

緑のカーテン

アサガオやヘチマ、ゴーヤなどのつる性の植物でつくるカーテンのことです。ベランダや軒下に生育させて真夏の暑い日差しを避けることで、冷房を抑制し環境負荷の低減につながります。

モニタリング調査

計画や施策、事業などの効果を図るために、施策などの実施中や実施後に確認するために行う調査のことです。

や 行

要注意外来生物

外来生物法の規制対象ではありませんが、生態系に悪影響を及ぼす可能性があることから、適切な取扱いが必要となる生きもののことです。

ら 行

レッドリスト

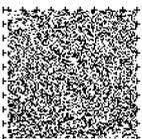
絶滅のおそれのある野生生物種のリストのことです。野生の生きものについて、生物学的観点から個々の種の絶滅の危険度を評価し、絶滅のおそれのある種を選定してリストにまとめたものです。

わ 行

ワンド

川の本流と一部がつながっている池のような地形のことです。流れが緩やかなため本流とは異なる生きものが生息・生育しています。出水時には魚類などの避難場所となります。

区では、自然再生区域である古隅田川、葛飾あらかわ水辺公園、西水元水辺の公園及び江戸川本流と新八水路を結ぶところにワンドが整備されています。



本書に掲載した地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図、数値地図25000（地図画像）を複製したものです。

（承認番号 平 24 情複、 第 203 号）

本書に掲載した写真のうち、写真撮影者名の記載がないものは、葛飾区所有のものであります。



1932～2012

かつしか
区制施行 80周年

生物多様性かつしか戦略

～全ての“生きもの”の命のつながりのために～

発行日 : 2012（平成 24）年 11 月

編集・発行 : 葛飾区環境部環境課

〒124-8555 葛飾区立石 5-13-1

電話 03-5654-8237

